

■第3回 安芸市都市計画マスタープラン策定委員会における指摘事項と対応

- ・令和元年5月31日(水)、「第3回 安芸市都市計画マスタープラン策定委員会」を開催しました。
- ・第3回策定委員会における指摘事項について、今後の対応を以下に示します。

(1) 都市計画マスタープランについて

No.	指摘事項	事務局の対応方針
1	<p>・都市計画マスタープランでは、将来像は20年後、具体策は10年後を見すえているという理解でよいでしょうか。(竹部副委員長)</p>	<p>・「都市計画運用指針 第10版(平成30年9月)」(p18)において、都市計画区域マスタープランの対象期間は以下のとおりとしています。また、市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即したもの(p29)とすることが示されていることから、都市計画区域マスタープランの対象期間に準ずることとしています。</p> <p>○都市計画区域マスタープランが示す都市の姿 ：<u>おおむね20年後</u></p> <p>○市街化区域のうち、おおむね10年以内に市街化を図るべき区域に関連する事項(市街化区域の規模等) ：<u>おおむね10年後</u></p> <p>○都市施設、市街地開発事業 ：<u>おおむね10年以内</u></p>

No.	指摘事項	事務局の対応方針
2	<p>•安芸中ⅠC（仮称）などの立地を受け、北側へまちづくりを誘導していくのでしょうか。（門脇委員）</p>	<p>•5.3.3 災害に強い都市防災の方針〔1〕南海トラフ等による地震・津波の災害対策に関する方針（p5-22）において、以下を示しました。</p> <p>○誘導区域の検討の方向</p> <p>•安芸市の中心部のほとんどは、津波浸水想定区域（L2）2m以上にあたります。しかし、中心部は、安芸市にとって代替性のないくらしや商業の基盤となっていることから、安全な区域への移転を推進することは難しい状況です。</p> <p>•<u>このため、中心部で持続的にまちづくりを行うにあたっては、誘導区域について、津波浸水のハザードエリアや土砂災害危険箇所等を勘案した複合的な取り組みのもと、安全対策が可能な区域として、居住を維持するとともに新たな居住者も住み続けられるように取り組みます。</u></p> <p>•以上から、</p> <p>『中心部の魅力ある都市機能の誘導』</p> <p>『既存の居住区域における防災・減災対策の促進、安全な区域への居住誘導』</p> <p>を両立させる方針として</p> <p>「防災体制が確立された上で、公共施設や建替時の建物の耐震化、耐浪化、避難できる路の確保、津波避難ビルの維持管理等、水害リスク低減や地震・津波に対する複合的な取り組み等の推進」について検討する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">※別紙資料参照</p>

No.	指摘事項	事務局の対応方針
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>移転後の跡地利用について、建物等の具体的な計画はありますか。(門脇委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成方針 [3] 公共施設跡地の有効活用に関する方針 (p5-20) において、以下を示しました。</li> <li>○市役所跡地・学校跡地の有効活用</li> <li>市役所跡地及び学校統合によって生じる学校跡地の有効活用が必要です。市街地や中山間地域に位置するこれら公的資産は、立地特性に応じ、適切な土地利用を検討します。 (土地利用の誘導例)</li> <li>□「市役所跡地」 <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地としての立地特性を活かし、にぎわいづくりなどによる市街地の活性化を図るための土地利用を検討</li> </ul> </li> <li>□「学校跡地」 <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地、海岸部、中山間地域などの立地特性に配慮し、安芸中 IC を結ぶ多様な拠点(観光交流拠点、地場産業の拠点、市民のコミュニティ活動の拠点、スポーツ拠点、合宿拠点等)として、地域の魅力づくりのための土地利用を検討</li> </ul> </li> </ul>

No.	指摘事項	事務局の対応方針
4	<p>・学校が移転すると、学生は市街地へ来る必要がなくなります。(委員長)</p>	<p>・5.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成方針〔1〕新たな拠点形成に関する方針（都市拠点・教育拠点・交通の拠点）○複合的な機能を有する都市拠点の形成（p5-18）において、以下を示しました。</p> <p>（土地利用の誘導例）</p> <p>□「（既存）中心市街地及び周辺」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の中心市街地としての都市機能の集約や商店街の活性化及び<u>学生や市民・観光客を呼び込む魅力づくり</u></li> </ul> <p>・5.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成方針〔2〕拠点周遊型ネットワークの形成と沿道土地利用に関する方針○新設道路沿道の適切な土地利用の誘導（p5-20）において、以下を示しました。</p> <p>・新たな道路整備にあわせ、<u>沿道への計画的な土地利用の誘導について検討</u>します。</p> <p>（土地利用の誘導例）</p> <p>□「安芸中央インター線」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>中心市街地への市民や観光客の誘導及び商店街の活性化に資する沿道土地利用を検討</u></li> </ul>
5	<p>・市役所の移転先周辺に計画的に土地利用を図る必要があります。(委員長)</p>	<p>・5.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成方針〔1〕新たな拠点形成に関する方針（都市拠点・教育拠点・交通の拠点）○市役所や統合学校周辺の土地利用コントロール（p5-18）において以下を示しました。</p> <p>・新市役所の移転先や統合学校は都市計画区域外となるものもあります。これらの拠点周辺は、<u>農地と調和した土地利用の保全と誘導や、無秩序な開発行為等の抑制について、今後検討</u>します。</p> <p>（土地利用の誘導例）</p> <p>□「新市役所周辺」「教育拠点」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>優良農地の保全を検討</u></li> </ul>

No.	指摘事項	事務局の対応方針
6	<p>・安芸中 IC (仮称) からインター線を通り、中心市街地へ誘導する方策が必要と考えます。 (竹部副委員長)</p>	<p>・5.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成方針 [2] 拠点周遊型ネットワークの形成と沿道土地利用に関する方針○拠点を周遊する新たなネットワーク機能の形成 (p5-19) において、以下を示しました。 (ネットワークの形成例) □「安芸中央インター線」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>安芸中 IC からの来訪者や物資をまちなかへと運ぶ骨格軸であり、産業の活性化を担うネットワーク機能の形成</u></li> <li>・<u>中山間地域～学校・新市役所～中心市街地～海岸を直接結ぶルートとして、市民の健康づくり、楽しく安全な通勤通学、わかりやすい観光を提供</u></li> </ul> <p>・5.4.1 土地利用の方針 [1] 魅力ある中心市街地の形成に関する方針○「圏域拠点」となる商業・業務地の形成 (p5-29) において、以下を示しました。</p> <p>・<u>中心市街地を縦断する安芸中央インター線は、中山間地域から海岸までを結ぶ安芸中 IC をとおる骨格軸であり、市民や観光客を中心市街地へと誘導する機能の確保について検討します。</u></p>
7	<p>・安芸中 IC (仮称) より南側はある程度市街化を、市役所や中学校を除く北側は農地を保全する考えです。(竹部副委員長)</p>	<p>・5.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成方針 [1] 新たな拠点形成に関する方針 (都市拠点・教育拠点・交通の拠点) ○複合的な機能を有する都市拠点の形成 (P5-18) において、以下を示しました。 □「安芸中 IC 周辺」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>安芸中 IC 南側は、広域交通を活用した新たな流通業務系、住居系、観光交流などの土地利用を検討</u></li> <li>・<u>安芸中 IC 北側 (新市役所・統合学校を除く) は、優良農地の保全を検討</u></li> </ul>

No.	指摘事項	事務局の対応方針
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>安芸中 IC (仮称) が開通すると、国道から高速道路に広域交通が移行し、来訪者が市街地の施設に気づきづらくなります。ヤ・シィパークのような、高速道路をあえて降りて訪れるようにぎわいづくり、魅力的な施設が必要と考えます。(委員長)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成方針 [3] 公共施設跡地の有効活用に関する方針○市役所跡地・学校跡地の有効活用 (p5-20) において、以下を示しました。(土地利用の誘導例) <ul style="list-style-type: none"> <li>□「学校跡地」 <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地、海岸部、中山間地域などの立地特性に配慮し、安芸中 IC を結ぶ多様な拠点 (観光交流拠点、地場産業の拠点、市民のコミュニティ活動の拠点、スポーツ拠点、合宿拠点等) として、地域の魅力づくりのための土地利用を検討</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域内は街路、公園などの都市施設の整備や住宅・工業などの用途指定など、土地利用のコントロールにより計画的なまちづくりが行われています。一方で、安芸中 IC (仮称) は都市計画区域の北側に位置し、南側は都市計画区域内ですが、北側は区域外となっており、市役所の移転先も都市計画区域外です。IC 周辺の土地は利便性や利用価値が高く、民間開発の需要も高まるため、土地利用の状況を見極めつつ都市計画区域の見直しを検討することについて、都市計画マスタープランに想定しておく必要があるのではないのでしょうか。(秋元委員)</li> <li>市役所の移転先周辺の農地の動きは注視していきたいと考えています。(岡村委員)</li> <li>せめて市役所の移転先まで都市計画区域を拡大してはどうでしょうか。農振農用地を外してミニ開発が起こる可能性があり、それらを規制できます。(門脇委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.3 安芸市の新たな都市計画の方針 5.3.1 都市計画区域拡大の検討方針 (p5-17) を記載しました。</li> </ul>

No.	指摘事項	事務局の対応方針
10	<p>• 観光交流、市外からの観光客と地域住民との交流人口を増やす取り組みが重要であると考えます。(小松(身)委員)</p>	<p>• 5.4.6 都市景観・観光の方針 [2] 観光振興に関する方針○観光交流の推進・観光情報の周知 (p5-54) において、以下を示しました。</p> <p>• 安芸市の農業や漁業を活かした体験型・交流型観光の推進について検討します。基幹作物(ゆず)や海産物(ちりめんじゃこ)などの特産物を活用した地域づくりの場として、観光農園・市民農園等の市民や観光客との交流の場づくりについて検討します。</p> <p>• 漁港では、漁港施設の有効活用により、観光交流機能の充実を図ります。</p> <p>• 阿南安芸自動車道及びICの整備を活かした観光交流の広域化を促進します。</p> <p>• 全国、全県のみならず訪日外国人を取り込むインバウンド対策について検討し、様々な祭りやイベント等の観光情報を広く発信・周知します。</p>

No.	指摘事項	事務局の対応方針
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>安芸中 IC（仮称）ができると北への動きが生まれます。また、学校が移転すると、これまで市街地へ来ていた学生が来なくなり、活力がなくなる可能性があります。（松本委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成方針 [1] 新たな拠点形成に関する方針（都市拠点・教育拠点・交通の拠点）○複合的な機能を有する都市拠点の形成（土地利用の誘導例）（p5-18）において、以下を示しました。（土地利用の誘導例） <ul style="list-style-type: none"> <li>□「（既存）中心市街地及び周辺」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の中心市街地としての都市機能の集約や商店街の活性化及び<u>学生や市民・観光客を呼び込む魅力づくり</u></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>そうすると、これまで何百年も続いてきた商店街での商売の継続が困難になります。学校跡地の活用等、土地利用の方針を示して行っていただきたい。（松本委員）</li> <li>交流人口が重要と考えます。市内だけでなく市外からも来てくれる起爆剤となるものがないでしょうか。例えば、公共施設の跡地や建物を活用した、有名選手が利用できるような400mトラックのある運動場、合宿施設などを確保するなどはどうでしょうか。（松本委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成方針 [3] 公共施設跡地の有効活用に関する方針○市役所跡地・学校跡地の有効活用（p5-20）において、以下を示しました。（土地利用の誘導例） <ul style="list-style-type: none"> <li>□「市役所跡地」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地としての立地特性を活かし、<u>にぎわいづくりなどによる市街地の活性化を図るための土地利用を検討</u></li> </ul> </li> <li>□「学校跡地」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>中心市街地、海岸部、中山間地域などの立地特性に配慮し、安芸中 IC を結ぶ多様な拠点（観光交流拠点、地場産業の拠点、市民のコミュニティ活動の拠点、スポーツ拠点、合宿拠点等）として、地域の魅力づくりのための土地利用を検討</u></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

No.	指摘事項	事務局の対応方針
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども達が懐かしさ、愛着を持つのは、友達同士のコミュニケーションが多い登下校の道端であったり、集う場所であったりします。それらが薄れることが危惧されます。(委員長)</li> <li>子ども達や福祉の視点からも、楽しみながら移動できる、歩いて楽しめる、南北の拠点間を結ぶ仕組みづくりが重要になると思います。(委員長)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.4.3 都市交通の方針 [3] 人にやさしい道路づくりに関する方針○人にやさしい道路・健康づくりの路 (p5-41) において、以下を示しました。</li> <li>快適で安全な生活道路や自転車・歩行者道、<u>楽しく思い出に残る通学路づくり</u>等について検討します。</li> </ul>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスケットボールのゴールなど、子どもの交流や居場所づくりを充実させることにより、市街地にも来るようになるのではないのでしょうか。(国藤委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.4.5 公園・緑地の方針 [2] 公園緑地に関する方針○身近なレクリエーション拠点の形成 (p5-49) において、以下を示しました。</li> <li>中心市街地の<u>にぎわいや活性化につながるイベントや発表の場として、まちなか広場の創出等</u>について検討します。</li> </ul>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>20年後は85歳以上の人口が多くなり、高齢の単身世帯も増えると推計されています。昼間はまちなかで友達と過ごしたりされていますが、夜は不安だという相談も受けます。元気な高齢者が大勢で暮らせる場所など、生活・居住対策も必要ではないかと思えます。(国藤委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.4.1 土地利用の方針 [2] 快適な生活環境に関する方針○子育てや健康なくらしのための生活サービス機能の誘導 (p5-30) において、以下を示しました。</li> <li>中心市街地や駅周辺は、生活サービスが効率的に提供されるように、<u>介護・福祉、子育て支援、医療・救急等の土地利用を検討</u>します。</li> <li>沿岸部は、学校跡地、安芸市健康ふれあいセンター「元気館」などを結び、市民や観光客の憩いと健康づくりの場としての土地利用を検討します。</li> <li>地域コミュニティの形成に資する公民館、集会所等は、適正な配置に配慮しつつ施設の充実に努めます。</li> </ul>

No.	指摘事項	事務局の対応方針
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阪神キャンプでの来訪者が市街地に来ないのはもったいない。市街地は人通りが少ないように感じます。(委員長)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成方針 [2] 拠点周遊型ネットワークの形成と沿道土地利用に関する方針○拠点を周遊する新たなネットワーク機能の形成 (p5-19) において、以下を示しました。 (ネットワークの形成例) □「あき病院球場線」 ・ <u>観光交流拠点となる安芸タイガース球場(西八幡公園)周辺・球場前駅と中心市街地を結び来訪者を市内へと誘導・周遊させるレクリエーションネットワークや駐車場の形成</u></li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インター線沿道は農地保全になるのか。歩行者や自転車のための健康ルートにしてはどうでしょうか。(国藤委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5.4.3 都市交通の方針 [3] 人にやさしい道路づくりに関する方針○人にやさしい道路・健康づくりの路 (p5-41) において、以下を示しました。</li> <li>・ <u>健康・元気都市づくりの一環として、歩行者及び自転車の安全性の確保の上、季節感のある歩いて楽しい道づくりなどによる健康づくりルートについて検討します。</u></li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケートの自由回答で、高齢者が移動手段に不安を抱いていることがみられます。乗り換えのしやすさや、病院の利用時間等への考慮など、公共交通全体について考えていく必要があります。(岡田委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5.4.3 都市交通の方針 [2] 公共交通サービスに関する方針○多様な交通手段の充実 (p5-41) において、以下を示しました。</li> <li>・ <u>また、病院の利用時間にあわせた市内循環バス(元気バス)など、運行コースや運行時間の充実、民間バス事業者との連携等によるバスサービスの充実を検討します。</u></li> </ul>

No.	指摘事項	事務局の対応方針
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック塀の生け垣化について、具体的取り組みはありますか。(小松(正)委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.3.3 災害に強い都市防災の方針 [3] 密集市街地における防災・減災対策に関する方針○公共施設の防災・減災対策 (p5-25) において、以下を示しました。</li> <li><u>ブロック塀の倒壊による密集市街地における危険性を低減するため、ブロック塀の撤去を推進します。</u></li> </ul>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動販売などはコミュニティの場としてにぎわっています。にぎわいの拠点なども検討してはどうでしょうか。(国藤委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.4.1 土地利用の方針 [1] 魅力ある商店街の形成に関する方針○魅力ある「(既存) 中心市街地及び周辺」(都市拠点) の形成 (p5-29) において、以下を示しました。</li> <li>中心市街地の活性化に向けて、空き地の活用・空き店舗の改修による都市機能の誘導を図ります。これにより、創業・後継者の支援、コミュニティビジネス・交流支援、<u>にぎわいづくりのイベント、商店街の憩いの場等の促進や、観光客や学生等を商業地に呼び込む魅力ある商店街の形成を支援します。</u></li> </ul>